

公益財団法人並河靖之有線七宝記念財団  
定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人並河靖之有線七宝記念財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市東山区三条通北裏白川筋東入堀池町388番地の2に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、並河靖之の製作にかかる有線七宝作品をはじめとする七宝及び関係諸資料の収集、保存、調査、研究を行うとともに、これらを並河靖之ゆかりの建造物、庭園等とともに公開、活用することにより、七宝の普及、振興及び国際交流を図り、もって京都府における工芸文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 並河靖之七宝記念館の運営
- (2) 並河靖之の製作にかかる有線七宝作品をはじめとする七宝及び関係諸資料の収集、保存及び公開
- (3) 七宝及び関係諸資料に関する調査、研究及び研究成果の刊行並びに海外研究者等との交流
- (4) 七宝及び関係諸資料に関する研究会、講演会等の開催
- (5) 並河靖之ゆかりの建造物、庭園及び収集品の保存並びに公開
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産及び評議員会で組み入れることを決議した財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

- 3 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 16 号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算書)

第 7 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様、とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 9 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

## 第 4 章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員3名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益社団法人又は公益財団法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

国の機関

地方公共団体

独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

- 第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

( 評議員に対する報酬等 )

第 13 条 評議員の報酬は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第 5 章 評議員会

( 構 成 )

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

( 権 限 )

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- ( 1 ) 理事及び監事の選任及び解任
  - ( 2 ) 理事及び監事の報酬等の額
  - ( 3 ) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - ( 4 ) 貸借対照表及び損益計算書 ( 正味財産増減計算書 ) の承認
  - ( 5 ) 定款の変更
  - ( 6 ) 残余財産の処分
  - ( 7 ) 基本財産の処分又は除外の承認
  - ( 8 ) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

( 開 催 )

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する

( 招 集 )

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

( 決 議 )

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第19条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、出席評議員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設定)

- 第20条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事3名以上8名以内
  - (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を理事長、2名以内を常務理事とする。
  - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(相談役)

- 第22条 この法人に、任意の機関として、1名以上3名以下の相談役を置く。
- 2 相談役は、次の職務を行う。
    - (1) 理事長の相談に応じること
    - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
    - (3) 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
    - (4) 相談役の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 29 条 理事会は、次の職務を行う。
- ( 1 ) この法人の業務執行の決定
  - ( 2 ) 理事の職務の執行の監督
  - ( 3 ) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(招集)

- 第 30 条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

## 第 8 章 賛助会員

(賛助会員)

- 第 33 条 この法人の趣旨に賛同し、かつ協力するもので、会費を拠出するものを賛助会員とする。
- 2 賛助会員に関する規定及び会費の金額は、理事会の決議を得て理事長が定める。

## 第 9 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

- 第 34 条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

- 第 35 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第 36 条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公供団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 37 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 38 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、並河英津子、常務理事は團幸雄とする。

別表公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（第5条関係）

財産種別	場 所・物 量 等
土 地	<p>京都市東山区三条通北裏白川筋東入堀池町384番2 156.67㎡</p> <p>京都市東山区三条通北裏白川筋東入堀池町385番 224.26㎡</p> <p>京都市東山区三条通北裏白川筋東入堀池町388番2 348.89㎡</p> <p>(うち庭園391.88㎡平成15年4月1日京都市指定名勝)</p>
建 物	<p>・旧並河靖之邸主屋・旧並河靖之邸工房・旧並河靖之邸窯場 木造瓦葺2階建 京都市東山区三条通北裏白川筋東入堀池町385番地・388 番地の2</p> <p>・平成13年10月29日 国登録有形文化財</p> <p>・明治26年建造</p> <p>・建築面積 363.19㎡</p>
美 術	<p>・鏡鞍 1点 平成15年4月1日取得 (並河茂樹の寄附によるもの) 昭和31年6月28日 重要文化財指定</p> <p>・七宝137点 平成20年3月21日 国登録有形文化財指定</p> <p>・書画 4点</p>